

平成20年度 第2回芦屋市社会福祉審議会会議録(要旨)

日 時	平成20年12月16日(火)午後2時~午後4時20分		
会 場	市役所北館2階会議室3		
出席者	出席 会長 白石大介 委員 長野良三, 重村啓二郎, 中條智子, 渡辺宏子, 岡本威 欠席 委員 小笠原慶彰, 都村尚子, 多田梢, 亀山昌也 (敬称略) 事務局 磯森保健福祉部長, 浅田保健福祉部次長(地域福祉担当), 岡田地域福祉課長補佐, 米田障害福祉課長, 川原障害福祉課長補佐, 篠原障害福祉課主査		
会議の公表	公開	非公開	部分公開
傍聴者数	なし		

1 議 事

芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画「中間まとめ」
芦屋市第2期障害福祉計画「中間まとめ」について

2 内 容

= 開 会 =

事務局/浅田: 本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから平成20年度第2回芦屋市社会福祉審議会を開催させていただきます。本日は4名の委員さんから欠席の旨連絡をいただいております。従いまして、10名の委員の内、6名の委員がご出席です。本年度は、前回ご審議いただきました、高齢者福祉の計画と障がい者福祉の計画の見直しがあります。本日もご審議いただきます内容は、障がい者福祉の2つの計画の中間まとめです。また、本日は1名の方が傍聴をご希望されています。芦屋市情報公開条例第19条におきまして、本審議会は原則公開となっておりますのでご了解ください。なお、会議録の公表にあたりましては、発言者のお名前も公表いたしますので併せてご了承ください。それではここで、会議開催にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

= 会長挨拶 =

皆さん、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

さて、昨今の福祉の動向として、国で社会保障審議会というのがあり、そこには社会保障審議会の障害者部会というのがありますが、そこで今、国も色々な見直しをしております。

まず障がいとはなんぞやということ。3障がい、身体・知的・精神、その3障がいのみならず、軽度発達障がいとか、ネーミングはともかく発達障がい関係、これは教育の分野でもそうですが、特別支援教育、教育と福祉と医療と、3分野にまたがって支援していかないといけないとか、そういうこともあって、その発達障がいも(障がいに)入れようということ。

それから高次脳機能障がい。これは、脳卒中とか脳梗塞等、交通事故等での脳の障がい、記憶障がい等が主なのですが、一見、見た目にはわからない、本人も身に覚えがない。家族の方も、非常にコミュニケーションの齟齬がある。また、いま増えているうつ病。その中でも擬態性うつ病というものがある。外来に、わたしはうつ病だと来られる。本当は精神科医が診断すると、擬態性ですから何も無い。それから、一時、アダルトチルドレンということばがよく使われましたが、アダルトチルドレンという概念、あるいは診断名は精神医学にはございません。そういったことも含め、障がいをどう定義するかということ。

国も12月中にまとめたいということで、県も、いま同時並行的にやっているところです。来週の21日には県の会議があります。国、県、それから市町村で色々な動きがある。芦屋市ならではものを分権化で打ち出していければ、それはそれでいいのですが、ただやはり国の動向や県の動向というものもあります。それはある程度、踏まえていかないといけないなと思います。そういうことも考えながら、芦屋の福祉も考えていかなければなりません。みなさん、よろしく願いいたします。

事務局/浅田：ありがとうございます。議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。本日は当日配布の資料も多くございますので、確認させていただきます。

レジュメ・委員名簿

芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画中間まとめ、芦屋市第2期障害福祉計画中間まとめ(事前配布資料)

障害福祉計画の策定のスケジュール

障害者(児)福祉計画策定にかかるアンケート調査結果報告書、比較資料、記述回答(仮称)木口ユニバーサルセンター・芦屋市福祉センター新築計画(平成20年10月19日開催地元説明会資料)

次回以降社会福祉審議会開催案内(2月3日開催案内、3月17日開催案内)

前回開催社会福祉審議会会議録(市ホームページと市役所情報公開コーナーで公開)

それでは議事進行を白石会長、よろしく願いします。

白石会長：本日の議題は2つございまして、1つは、芦屋市の障害者(児)福祉計画中間まとめ、2つ目は芦屋市障害福祉計画中間まとめについてです。両方を一度に審議いたしますと内容も多いので、分割して事務局から説明をお願いします。

事務局/磯森：本日は、現在策定しております芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画中間まとめと、芦屋市第2期障害福祉計画の中間まとめについてご報告させていただきます。

事前に配布させていただいております、障害者(児)福祉計画第5次中期計画は、障害者基本法に基づく基本指針、基本計画にあたるものです。また、第2期障害福祉計画の方は、自立支援法に基づくもので、障害福祉サービスなどの具体的な数値目標を設定し、その達成に向けて取り組むことを目的とした実施計画です。

現在ございますこの2つの計画は、いずれも今年度で計画の終了年度を迎えますので、次期計画の策定に向けて現在取り組んでいるところです。本年7月に策定委員会を立ち上げまして、有識者、関係団体の方を中心に、公募市民の方も含め13名の委員さんにより今現在ご議論いただいております。

また、8月から9月にかけてアンケート調査や関係団体等に意識調査を行いました。そのような過程を経て、このたび中間まとめが出来上がりましたので、その内容をご報告させていただきますとともに、あわせてご意見を頂戴したいと存じます。今後は、年明け来年の1月に、パブリックコメントを実施しまして市民の皆様からご意見をお伺いし、併せて2月下旬には策定委員会を開催し、本日いただきましたご意見、そしてパブリックコメントの結果等をご報告させていただきたいと考えております。そして3月に、再度策定委員会を開催いたしまして、計画の内容を固めていきたいと考えております。その際には、再度社会福祉審議会の開催をお願いすることになりますのでよろしくお願ひいたします。

では、担当課長から説明させていただきますが、内容的に少しボリュームがありますので、芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画と第2期障害福祉計画とに分けて説明させていただきます。また、第5次中期計画については、第1章から第2章というように小分けしてご意見をいただきたいと思います。それではよろしくお願ひいたします。

事務局/米田：では、芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画の中間まとめについてご説明させていただきます。

1頁「計画策定の趣旨」について、現行の芦屋市障害者(児)福祉計画第4次中期計画が、平成21年3月をもって計画期間の満了となりますので、本市における障がい者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図るために芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画を策定いたします。

2頁「計画の位置づけ」について、この計画は障害者基本法第9条第3項の規定に基づく計画で、本市における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。第3次芦屋市総合計画、また、障害者自立支援法に基づく芦屋市障害福祉計画等の関連計画と調和が保たれたものといいたします。

3頁「計画の期間」について、これまで第3次、第4次計画と5年毎に計画の見直しをしてまいりましたが、障害福祉計画が3年毎の見直しとなるために、今計画より計画期間を6年間とし、従って今計画の期間は平成21年度から平成26年度までの6年間といいたします。

4頁「芦屋市の現状と課題」について、まず、「障がい者手帳所持者数の推移」、これは実績等をグラフで示しています。身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成20年度は2,771名となっています。その中で、特に障がいの種類別構成比を見ますと、内部障がい、心臓・腎臓・直腸機能障がい等の内部障がいの割合が増加傾向にあることがわかります。

7頁「療育手帳所持者数の推移」について、療育手帳は知的障がいの方がお持ちの手帳で、このグラフに示しておりますように、18歳未満18歳以上ともに増加傾向にあります。平成20年度の総数では341名となっており、さらに等級別構成比の推移を見ますと、障がい程度が重度の方が、56.3%と半数以上になっています。

8頁「精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移」について、平成20年度は266名の方が手帳を所持されています。平成16年度以降年々増加傾向にあります。等級別では中度、2級の方が非常に多い割合を占めています。

10頁「障がいのある人の求職状況」について、下の図は、芦屋市の管内である西宮公共職業安定所における、平成20年8月15日時点の本市の方の登録状況です。3障がい、身体・知的・精神の方を合わせた3障がいの登録者合計は153名ですが、この中で就業中の

方は73名で47.7%です。求職中の方は61名で40%、保留中の方が19名で12.4%となっています。この中で、求職中の方については、身体障がいの方が多いのですが、重度であり重複障がい等があるために、仕事がなかなか見つかりにくい方が多いという状況です。保留中の方については、精神障がいの方が31.3%となっていますが、病状の安定が大きく就労に関わってくるということがうかがえます。

続きまして11頁。平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障がいのある方の支援の体系が大きく変わりました。国が義務的に経費を負担する自立支援給付、市町が地域の実情に応じた柔軟な事業形態を実施することが出来る地域生活支援事業というようになっていますが、訪問系サービスはこの中の自立支援給付のサービスです。

在宅を支える支援として、居宅介護、行動援護等というようになっています。この中の表ですが、計画値と実績値とが書かれておまして、平成18年度から平成19年度の数値に大きく差が出ております。これについては先ほど申しましたように、自立支援法の施行により、18年度上半期まで移動支援が居宅介護サービスの中に含まれていたものが、下半期以降は、地域生活支援事業の内容に移行したために、大きく数値が変わっているものです。

日中活動系サービスについては、12頁の表に載せていますが、平成20年度の進捗で295.5%と大きな数字になっているのが就労継続支援A型です。就労継続支援A型というのは、一般企業では雇用困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供して一般就労に必要な知識や能力の向上を図るため、そういう支援を行う事業所です。本市には、この就労継続支援A型事業所はありませんが、近隣では西宮市、それから宝塚市等にあり、そちらの方を本市の方は利用されている状況で、進捗295.5%ということになっております。

13頁、ここの共同生活援助、共同生活介護というのは、いわゆるグループホーム、ケアホームといわれるものですが、平成20年度に計画値として30人あげていましたが、実績値が17人となっております。これについては、つい先日12月から、ひとつケアホームが開設いたしましたので、最終的には進捗率がもう少し上がるものと考えています。

続きまして14頁「地域生活支援事業」、「相談支援事業」について、障がいのある人や家族などからの相談に応じて必要な情報提供等を行う、そういう支援をする事業ですが、相談支援事業については、平成20年度には当初の計画値どおり設置しまして、100%の進捗状況となっています。また、その下の地域自立支援協議会についても、平成20年度には立ち上げができていますので、そちらも100%の数値になっています。

15頁「日常生活用具給付等事業」についてご説明します。この中の排泄管理支援用具、これはいわゆるストマのことですが、平成18年度の実績値として104件、これが平成19年度には833件と増加しています。これは、先程から申し上げている制度の変更により、平成18年10月まではストマが補装具として給付されていたものが、日常生活用具に変わったために件数が増加しています。平成20年度も半期分で数字が変わっていますが、このまま増加すると、計画値を大きく上回ることになります。

17頁「任意事業」の中の訪問入浴サービス事業について、これが、平成20年度の進捗状況がかなり少なくなっており、13.3%となっています。これは、利用されておりました方が利用をおやめになったためです。

18頁、今回のこの計画の策定にあたり、対象者の方に対してアンケート調査を実施しました。アンケートについては、身体・知的障がいの方、それから精神障がいの方向への2種

類の調査項目を設けて実施しております。対象者については、知的障がいの方は全員で342名、精神障がいの方234名、それ以外の方併せて1,500名とするために、身体障がいの方924名という形で、全部で1,500名の方を対象としました。返戻があったものが9件で、1,491件の内、回収が812件で、回収率としては54.5%となっています。

アンケート項目については、健康、現在の生活、将来の生活、仕事、福祉サービス等、日常生活に関わることを調査項目としてあげています。これらの結果については、本日配布させていただいておりますアンケート結果報告書をご覧くださいと思います。私の方からは抜粋でご説明をさせていただきます。

20頁、調査項目の中にある生活上のいわゆる困りごとについて、誰に相談をするかということですが、まず、生活上の不安や困りごとはどのようなものがあるかということで、回答の中で率の高かったものは、自分の健康や体力に自信がない、家族など介助者の健康状態が不安である、将来的に生活できる住まいまたは施設があるかどうか不安というのが、3障がいとも高い割合で出ています。これらから、地域で生活し続けるためには、障がいのある人への健康づくりや、また介助者などの支援者のケアの確保が重要な視点となることがうかがえます。

21頁、困ったときの相談先について回答していただいています。家族とか友達、知り合い以外に高いものとして、日頃から関わりのある病院や診療所、それからサービスを受けている事業所、障がい者相談事業所、市役所の職員というのが挙がってきています。日常生活において関わりの深いところが相談先になっているという傾向がありました。今後、これらの関わりの深い機関との連携、情報の共有が重要な視点となってまいります。

23頁、地域とのつながりですが、地域の中で親しい人の人数は何人おられますか、という調査項目で、0人と答えた方が3障がいとも最も高い率で出ています。1人から3人程というのも非常に高い率となっており、障がいのある人が地域の中で孤立している状況が浮かび上がってきています。これらの孤立を解消するという観点から、障がい者団体や地域住民とのつながりづくりが必要と考えます。

31頁、今ご説明させていただきましたのは、対象者へのアンケート調査による結果ですが、本計画では、障がいのある方の生活状況などを常に把握されている事業所や障がい当事者の団体、家族の団体ということで、障がい4団体さんと事業所さんの調査をしました。ヒアリングシートによる調査のものと、聞き取りによる調査を実施しました。28事業所中、24事業所から回答をいただきました。

こちらの方も抜粋で説明をさせていただきますが、33頁。相談体制についてのご意見ですが、主な意見の中に、相談窓口がわからなくて情報も保健、医療、福祉とバラバラで十分活用されていないことが見受けられるというご意見ですとか、相談支援事業のニーズがますます増加するので体制の充実が必要であるとの意見が出されており、これらから、課題として総合的な相談窓口体制の必要性が課題と考えます。

34頁「地域生活」、日常生活についての主なご意見として、説明とモニタリングを行うコーディネーターの充実が必要であるとか、暮らし全般をケアマネジメントする体制を作りたいとか、就労支援ネットワークが必要であるとかのご意見が、事業所の方から出ております。今後、日常生活への支援の充実を図ることや、就労支援体制の充実を図ることが、課題として挙がってきております。また、親亡き後の生活の場の確保等、これらの基盤整備

の必要性などです。

第3章の話になるのですが、40頁、アンケート調査やヒアリング調査、現状から出てきました障がいのある人のニーズから、今後特に力を入れなければいけないこととして、本計画の重点プロジェクトをあげています。障がい福祉サービス提供基盤の拡充、障がいのある人の就労支援の拡充、相談支援の充実、普及・啓発の促進、これらについては、次回以降の策定委員会の中で、具体的な事業を掲げて掲載する予定にしております。中身について、もう少し膨らませたいと思っています。これで一度説明を終わらせていただいて、ご意見を伺いたいと思います。

白石会長：ありがとうございました。1章から2章について、重点的にご説明いただきましたが、まずご質問、あるいはご意見について何かございませんか。

では、私の方から一点。15頁のストマ（排泄管理支援用具）の状況ですが、これがずいぶん増えています。この増加理由について、わかる範囲でご説明ください。

事務局/米田：先程、手帳所持者の中でもふれましたが、内部障がいの方が増加しています。直腸機能障がいの方、それから膀胱機能障がいの方等がかなり増加されております。どうしても日常的に必要なものですので、その辺りが増加理由になっているということです。

白石会長：他に何かございませんか。私も、2000年に胃癌で胃を全摘しているのですが、オーストラリアに行くと、これは内部障がいとして認められます。8年経ちますが、主治医は治ったとは思わないといひます。私も治ったとは思っていませんが、次の授業があるからと急いで食べるとか、そうすると嘔吐したり、つかえ感が出て苦しくなったり、日常的に、術前の自分と同じようにはいかない。そういうしんどさ、それは一生、友達として付き合い合っていかなきゃいけないかなと思っているのですが、例えば、私がオーストラリアに移住すれば内部障がいと見なされるんですが、日本ではそれは認定されない。

このようなことは、国によっての障がい観の違いというのでしょうか。日本の厚生労働省は、障がい者の数を6%弱だと言っていますが、これがオーストラリアにいくと19%、20%近い数字になるわけです。約5人に1人が障がい者ということになります。高齢化に伴って色々な障がいが出てきますが、先程申し上げましたように、障がいであると認めるものと認めないものがある。そういった障がい観の違いと言いますか、日本はあまり障がい者として認めようとしません。でも、国も障がいとはなんぞやと。冒頭でも申し上げましたが、その見直しを今こそ必要としているのではないのでしょうか。それと、障害福祉計画でも今までのありようは、ケアされて当たり前というような見方だったのですが、最近はケアされる、福祉を受けるばかりではなく、障がい者自らが発信していくという、そういう考えも出てきています。

ですから、もう少し申し上げるなら、デンマークでは社会福祉ということばは使わない。社会的サービスという。ケアという言葉も使わない。ケアというのはやはり福祉、といひますか、人にあるいは施策にお世話になるということ。世話をする側と世話をされる側の関係と言いますか、障がいをもっていようがもってまいが、人間には変わりはないわけで、ですから、そこは対等な関係性である。私もデンマークには何度か行きましたが、国からお給料を貰う。重度心身障がいの方は、仕事をしなくてもできないわけですから、国から給料を貰うと。そして自分も税金を払う。私はデンマークしか知らないのですが、その基本的な

考え方を日本も学ぶと。それから、手帳の話がありましたけれども、手帳に基づいた施策、あるいは支援の枠組み、財政的な枠組み。手帳を持ってない人はその網の目からこぼれてしまう。私も冒頭で言いましたけども、その枠を取り払うという考えもある。国も見直しということで、障がいとはなんぞやと、障がい施策はどうしたらいいんだということを考え直す。21世紀のパラダイムシフトです。

この間、県も社会福祉審議会に当事者の参加を考えていくと。身体障がい、知的障がい、精神障がい、弁のたつ人は参加しやすいのですが、脳性麻痺とか知的障がいの方は参加しにくいですね。それから精神障がいの方は統合失調症、これらの当事者の方にご参加いただいて、当事者としての意見をうかがう。やはり家族と当事者の意見は違うので、そういう仕組みを考えていくと。

この間も、審議会の当事者の方とお話しをしていて、たとえばユニバーサル社会、段差を無くしましょうとか、地域で生活しやすいまちをつくる、そうすると物理的環境を変えるので、つまりお金がいりますよと。ある身体障がいの方ですが、段差の解消とか何とかよりもそれをやっていったら非常にお金がかかるから、それよりも、困っていたら助け合う。声も掛け合う。それで助け合えるなら、別に段差を解消しなくてもいいのではないかと。そういったユニバーサル社会というか、そうすると、お金はある程度必要ですが、必ずしも財政のパイを広げなくても、発想の転換をすることで、ソフト面と言いますか、そういう考え方を考えることによって、お互い助け合う。こういうパラダイムシフトですね、発想の転換。そういうものを、21世紀は必要である。不況風がしばらく吹くでしょうし、そうすると税収も伸びない。発想の転換が必要。

長野委員：この計画では、障がい者の「がい」というのがひらがなになっているところと漢字の「害」になっているところがありますね。私も少しは聞いたことがあるのですが、これは基本的にどう違うのですか。この「害」というのを別の「碍」を使えという団体もあると聞いていますが。この辺り、どういった整理の仕方をしているのか、お聞きします。

事務局/米田：何年か前に、議会でもその「害」という言葉の話が出まして、その時の市の方針としましては、法律用語ですとか、固有名詞として使われているものについては漢字表記、一般的に障がい者とか障がい者サービスとか、そういう言い方をするときにはひらがな表記というように、使い分けをしております。

白石会長：「害」というのはネガティブなイメージがあるからでしょう。

長野委員：10頁の登録状況の中で身体障がい者、知的障がい者...と、11頁の障害福祉サービスと使い分けしているのは、やっぱりその違いでしょうか。

事務局/米田：固有名詞的なものについては漢字を使っていますが、使い分けがわかり難いかもかもしれません。

長野委員：でしょうね。行政としては、ここの使い分けをしているのですね。

事務局/米田：はい、そういう整理の仕方をしています。

白石会長：他にありませんか。

渡辺委員：質問ではありませんが、私、点訳のボランティアをしております、視覚障がいの方と関わることがあるのですが、視覚障がいの方と話していると、先程おっしゃられたようなことをお聞きします。例えば外国に行くと、道に最初から点字ブロックが無い。無くても、(視覚障がいの方が)道に立っていると、誰かが声をかけて助けてくれる。どこに

行きたいかと聞いてくださって、どこそこに行きたいと言うと、私はそこまで行けないけれども途中までは行けると。そして、そこからまた別の方にバトンタッチしてくださる。何も持っていなくても、ただ白い杖を持ってさえいれば、どこへでも行くことができる、というような話です。ですが、日本ではなかなかそうはいきません。手引きもありますが、点字ブロックも黄色い点字ブロックと、コンクリートの色をしたものがありますね。視覚障がいといっても全て見えない方ばかりでなくて、ちょっとの色なら見えるという人も視覚障がいの方にはおられます。黄色いブロックが一番わかりやすいということで黄色くなっているんですが、街の中での黄色というのはとても目立つため、街の美観を損ねる、だから、点字ブロックは全てコンクリートの色にしようという運動もあるようですが、優しい心を持つということは、やはり絶対数が少ない人のことを考える。どうしても、絶対数の多い人を中心になるんだろうなとは思いますが、本日ここへくるときに、市役所の入口のところに「育てよう優しい心と思いやり」という標語が書いてありました。優しい心を持つということは、その絶対数の少ない方を中心にしてくださるということではないかと思いました。

私もこんな偉そうなことを言っていますが、目が見えている以上、障がいのある方のことを本当に理解できているとは思えないのですが、視覚障がい者の方がおっしゃるには、先程おっしゃられた障がい者の「がい・害」という字ですが、そんな漢字がどうのこうのよりも、自分たちが存在していて、困ったときにすぐに飛んできて助けてくださる、そういう気持ちのほうが大切で、字のことなんて問題ではないとおっしゃる方もおられます。

それから、私が点訳を習った先生は視覚障がい者の方だったのですが、その方がおっしゃるには、たしかに目が見えないというのは不便だが、それ以外の点においてはあなたたちと同じなのだから、悲しまないでほしい。ただ助けてくれと言ったときに助けてくれればそれでいいと。そういったレッスンを受けて、それが身に付いているのか、それでなのかは知りませんが、私は視覚障がい者の方というのは、ただ目が見えないだけと思っておりまして、普通に接しております。手引きをしてもぶつけてしまって、ごめんあなたが見えないのを忘れていたとか、何とか言うのですけれども…。言いたいことはですね、そういった方が、絶対数が少ないとはいえこの地域にいらっしゃるのだから、そのことを皆さんに知っていただく、その具体的な広報活動というのを一番にさせていただきたいと思います。何をしても、そういう方が何を求めているのかということをもみんなに知らせることが一番大切だと、私はそう思っております。それを、この計画の中に入れていただきたいと思います。

白石会長：そうですね、県でも声かけ運動というのを、もう何年になりますか、提唱していますね。ただそれがあまり浸透しない。街角で困っている方に声をかける。何か困っていることはありませんかと、そういう運動なのですが。

渡辺委員：そうです、ところが、私の友人の話ですが、せっかく声をかけたら（相手に）「いえ、結構です」と言われたと。恐らくその方は自分でやりたかったのですが、せっかく声をかけたのにその言い方はないだろうと、私はもう二度と声かけなんてしないと言い出しまして…。でも、その友人に、声をかけられた方は、その時は機嫌が悪かっただけかもしれないし、自分でやりたかったから「結構です」と言っただけかもしれない。ただ目が見えないということはあっても、普通の人なのだから、あなただって機嫌が悪い時には大声を出すでしょう、だからまた声をかけてあげてよと言いましたが、そういったこともあるため簡単に声をかけづらいと、言っていました。

白石会長：それと、このごろ詐欺とかいろいろ不審事がありますから、なかなか声をかけるのも難しい。でも声かけは大切です。ですから、視覚障がいの方は声かけをされたり、お手伝いしましょうかと声をかけられると、非常に嬉しく感じると思います。

渡辺委員：そうだと思います。それと、もうひとつだけ。この間、視覚障がいのある方がバスに乗って、この辺りは空いていると思って座ろうとしたら、そこの席に先客の方がいらっしゃったんです。すると、その先客の方が「居ます！」とおっしゃったそうです。その方は「そうですか、ごめんなさい。」と言って他のところに座ったのですが、どうしても腑に落ちないところがあって、後で勇気を振り絞って「恐れ入りますが、そういった時には前に席が空いてるとか後ろに席が空いてるとか声をかけてください、これからお願いします。」と言ってきたとのことでした。私がお場にいれば、空いている席に案内してどうぞ、と、私ならそう言いますが……。その方も、例えば前の席が空いていると言われればそこに行くとおっしゃいます。そのような声をかけてくだされば、私は本当に嬉しかったのにとおっしゃっておられました。

白石会長：ありがとうございます。そういうことがなかなかできない。若い人は、そういうことは苦手の方が多いように思います。コミュニケーションといいますか、人との関係といいますか、ぜんぜん見知らぬ人なわけですから……。優先座席にしても、若い人は堂々と座っていますし、少しは遠慮してほしいと思うこともありますね。

渡辺委員：そうですね。だけど優先座席というのは、この間、若い人に「優先座席は高齢者用じゃないの」と言ったら、「優先座席は前に高齢者が立ったら代わればいいと書いてあったから僕は座ってるんです。おばさん座りたいなら代わりますよ。」と言われました。優先座席はそういう条件付の席だから、僕は今座ってるんだとか言われました。

重村委員：この療育手帳というのは、与えられるものなのですか、申請するものですか。

事務局/米田：申請です。

重村委員：申請ですか。ということは、親がそう（知的障がい）ではないと思ったら申請しない、という考え方ですか。

白石会長：日本の社会福祉は申請主義です。申請しないと、サービスは受けられません。

重村委員：親がそうではないと判断したら申請しないとすると、不都合が起こるのではないですか。はっきりわかった場合は（申請を）おすすめるでしょうけれども、はっきりとはわからない場合、喋れるか喋れないか……。見てわかる場合はともかく、そうでない場合ははっきりとわかりませんから、どういった判断の基になされているのでしょうか。

事務局/米田：窓口には様々なご相談で来られるわけですが、その時に、色々困っている状況をお聞きして、それを福祉サービスにつなげたいときに、手帳がなかったら福祉サービスにつなげることができませんので、手帳の申請はなさらないのでしょうかと、こちらの方から申し上げることはあります。ですが、保護者の方というのは、特に療育手帳、精神障がいの保健福祉手帳もそうなのですが、それを認めないといけない、保護者の方が受容しなければいけないということがありますので、やはり難しい部分もあります。そのところで、その方が必要なサービスをどうしても受けなければならぬがために手帳が必要なら（手帳の申請を）おすすめることがあります。

もう一つ、先程も発達障がいのことがでていました。発達障がいの方は、療育手帳の交付対象に最近なっています。芦屋にはそういった方は非常に少ないのですが（ある方が手帳を）

取得されたときに、ある程度年齢が大きくなった子どもさんに、あなたの手帳はこれですよとお渡ししたときに、今の障害者手帳は、表紙に障害者手帳と書かれています。そうするとそれを見たお子さんがショックを受けてしまい、ですからこれを返したいと、そういうご相談がありました。その辺りはとても難しいところだと思います。私どもとしては、その手帳を子どもさんに渡さなくても保護者が必要な時に使えばいいとは思いますが。その辺りで、社会的な偏見とかそういうこともあるのですが、当事者や関係者の方でも、そういった社会的な背景をよく知っているから、受け入れにくいという部分があるのかなと思います。

白石会長：子どもだけではなく、大人でも認めたくない、という部分はあるでしょう。

重村委員：いわゆる発達障がいではなく、知的の分野に入ると、療育手帳というのは、同じレベルで出るわけですね。

事務局／米田：(療育手帳は)3段階ですから、重度・中度・軽度のいずれかに入ります。

白石会長：内部障がいにもそういう部分があります。例えば、ペースメーカーを入れて手帳を貰うと。そうすると、何か自分の中でこう、とても使い心地が悪い。自分の中で自分を偏見の目で見ているというような。それが日本の文化というか、自分が生まれ育った中で、その人は大学の講師で、年配の方なんですけど、やはりそういうように感じると…。

23頁、先程の説明に、地域の中で親しい人がいるかという設問に、0人と答えた方で、特に精神障がいの方が多い。孤立化が問題を発生させるということがあります。例えば、子育て中の若い母親にしても、孤立化のために虐待が発生するとか、思春期の子どもが孤立化することにより反社会的、あるいは非社会的になるとか、中年期ですと自殺とか、様々ありますが、この孤立化という問題をこれからどう防いでいくかということが大切なことになると思います。それと、不明・無回答というものも結構ありますが、考え方によっては、これは非常にネガティブな反応だといえます。知的の方は約37%いる。これは、地域の中で親しい人というのが理解しがたいと、たぶんそう思うところもあって、これはもう0に等しいような人も含まれているのではないかと思うのです。

こういう問題をどうするかということと、それから先程説明があった、第3章の4つにまとめられるという計画の重点プロジェクトについて。県では、就労支援ということはもちろん重点的な施策として置いているのですが、住居の確保ということも重要です。県営住宅であれ市営住宅であれ、また、民間住宅であれ、今空き家が結構あります。例えば、中古マンション、マンションは公営ではありませんが、全国で約240万件の空き家がある。国の政治的な方向として、マンションを建てる建てるということで、阪神間でもまだまだ建っていますけれども、売れ行きは落ちております。そのことはTV等でもずいぶんと報道されています。あれは、国のひとつの景気対策だとは思いますが、あれだけのマンションを建ててどうするのかと想像していたら、案の定、空き家ばかりになりました。芦屋市にも公営住宅はありますか？

事務局／磯森：市営住宅はあります。

白石会長：空き家の状況とかはどうですか。

事務局／磯森：入居待ちの方はたくさんいらっしゃいますが、空いているところが、例えば築年数が古い、あるいは交通の便が悪いなど、そういったところが空いているところもあるとは聞いています。

白石会長：障がいのある方が入ってくるとなると、設備等、大体5階建てというのは、古

いタイプはエレベーターがないことがありますね。でも、住まいの確保。(障がいのある方だけではなく)例えばフリーター、あるいは派遣社員も契約を突然切られる方が多くなって、住まいをどうしたらいいんだということが起こる。障がいを持っている方だけではなく、就労支援も大切ですが、生活支援、つまり衣食住の支援です。

日本には身体障害者福祉法とか、生活保護法とか、老人福祉法とか、7つも8つも色々あります。デンマークの例を申し上げますと、昔はデンマークもそうだったそうですが、おおよそ30年前、生活支援法というのを立法化しました。高齢者も障がいのある人も、生活に困っている人は、生活支援になる。とてもわかりやすい。やっと日本も3障がいの一体化になりましたが、結局は皆、生活に何らかの形で関わっているのです。高齢者、児童福祉法ですとかも、児童も大人も、生活支援という視点で見る。これは国の方でどうかしないとどうにもならないんでしょうけれど。

それと、例えば啓発についてですが、考え方、あるいは差別や偏見などをどのようになくしていくか。これも啓発促進の中にあるのですが、オーストラリアでは障害者差別禁止法というものが制定されております。差別、偏見……偏見となると難しいのですが、これに罰則を設けている。それくらいやらないと、なかなかどうにもならない。

啓発もうたい文句はいいですが、一方で何らかの罰則規定を、芦屋市でも条例でやることはできるのです。やる気があるのなら。やはり芦屋というのは全国的にも知られていますから、芦屋で先行的にそういったことを始めれば、注目度も高いですし、芦屋ならではの何かを打ち出せるのではないかと。

渡辺委員：精神障がいの方が病院で、普通に生活できるよと、家に帰ってもいいよと言われても、地域の方が受け入れないがために結局病院にずっといる。そういう方が多くいらっしゃると、ニュースでも報道されていまして。精神障がいの方というのは、例えば人を刺したとかそういう大きな記事が出るために、そういった一部の方の記事が大きく出るために、(精神障がいの方)みんながそういう人間だと思われてしまうことで、地域の方が拒否するということがあります。ですから、実際に精神障がい、統合失調症の方の犯罪率とか殺人率は、実は非常に低いのです。

白石会長：メディア、報道の問題が大きいのです。「また野放し」といった表現とか。

中條委員：メディアがもう少し考えてほしいと思いますね。もう少し皆さんが理解して、ひとりひとりが優しい気持ちになって、相手の立場に立って物事を考えるようになればいいと思うんですけど、すぐに相手のことを思わない発言っていうのがわりとあるので、優しい気持ちを育ててほしい。

白石会長：私たち大人も…、いま暴走老人というのがおられます。高齢者だから優しくマイルド、ではなくてすぐにキレて暴走する。それはやはり社会のストレスなど、様々な要因がありますので、その方が一概に悪いとも言い難いのですが、そういう光景を私もいろんな会議などで見たことがあります。70代の方がキレまくっている。

渡辺委員：いま小学校4年生で、点字の話がでるのです。つまり心を伝えあうのにも色々な方法があるということで、視覚障がいのある人のことが出るところがあって、芦屋点字友の会でも、今年は小学校5校くらいから点字のことを教えてくださいという依頼がありました。私どもは点字というものは視覚障がい者の方の文字だから、そういったときには視覚障がい者の方にお話をさせていただこうということで、市に住んでいる盲導犬をお連れの方

ずお話をさせていただいてから、その後に点字はこうやって書いてこうやって使うというお話をしたんです。小学校4年生の時に視覚障がいの方のお話を聞くということは、視覚障がいの方にどういう苦勞があって、盲導犬とどうい生活をしているかということ子どもときから学んで覚えれば、そのことは成長した後にも残っていて、優しい心も伸びるのかなということで、小学校の方からそういう依頼があったことをとてもよかったなと思っています。そこで、視覚障がいの方が最後におっしゃったことですが、目が見えないということは悲しいことだけど、皆さん目が見えるということを本当に大切にしてください。近頃は先天性のものではなく、事故などにより目が見えなくなることも多いので、そういうことが絶対ないように、皆さん気をつけてください。いつも最後に締めくくる時に、これが私から皆さんに言うプレゼントですとおっしゃっていました。ですから、見えないということがどれだけ大変なことが皆さんに伝わったと思いましたので、それで私はとても感激いたしました。ですから、そういう教育というのはとても大事ではないかと思ひます。

白石会長：ありがとうございます。他にございますか。

12頁に説明がありました、就労継続支援A型は、芦屋にはなくて、近隣の市で利用しているということですが、将来、芦屋にもそういったものをつくるということを考えていらっしゃるのですか？

事務局/米田：将来芦屋にできるかどうかというのは、少し難しい部分があるのかなと考えます。現在、芦屋市に事業所というものが非常に少ないです。そういった中ですので、障がいのある方を対象とした事業所というのは出来にくいかなとは思っております。

今ご利用いただいているうちの一つ、西宮にあります事業所については、公園の清掃とか、河川の除草作業とかといったことを高齢者の事業団といっしょにやっているという、そういう事業所です。そこに芦屋の方が今2名おられます。もうひとつは、簡易弁当といひますか、プラスチック製のものがありますが、そういったものを作っている工場が宝塚にあり、そこにも芦屋の方が2名お世話になっています。現在はそういう状況です。

白石会長：(就労継続支援)B型は一般就労ですか。

事務局/米田：B型の方は一般就労が困難な方に行ってもらふところとして、雇用契約を結んだようなものではないです。芦屋には、現在1ヶ所あります。芦屋みどり福祉作業所さんが就労継続支援B型です。21年4月にはもう1ヶ所、なかよし工房として移行する予定としております。それで2ヶ所になります。

白石会長：芦屋市役所の中での就労状況はいかがですか。

事務局/米田：身体障がいの方の雇用率についてはすでに達成しています。今はもう一緒にということになってはいますが、知的(障がい)の方等についてはまだです。

白石会長：ですから公園の清掃ですとか、県では知事さん直屬の部署で知的障がいの方が3人、半年間県庁の中で雇用され、その後引き続き何かありませんかということで、私は自分が勤めている大学に問い合わせたのですが断られました。でも、県で就労されていた6ヶ月間は非常に真面目に勤められました。もちろん身体障がいの方も個々の障がいで違ひますが、身体障がいの方は比較的雇用の場があるのですが、知的・精神障がいの方の雇用の促進をどうすすめるかです。

では、引き続き第3章以降をお願いしひます。

事務局/米田：では引き続きまして37頁、先程の調査等から見えてきた現状や課題等を踏まえまして、本計画の基本理念を右下の方に網掛けで掲げています。

「障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋」、少し長いですが、策定委員会の中で色々なご意見をいただいたものをまとめ、これを基本理念とさせていただいています。

続いて次頁、さらにこの計画の基本目標として、4本の柱を立てています。「1障がいに対する地域理解と協力の促進」、「2地域生活を可能とするケア体制づくり」、「3自立と社会参加を促進する支援体制づくり」、「4安心して暮らせる地域環境づくり」、この4本を柱として41頁に、施策の体系として図式化しています。基本理念があって、計画の基本目標が4本あって、所管課で取り組むべき各施策が掲げられております。

42頁は、基本目標について、ライフステージごとの各施策の体系を図式として示しています。

43頁からは「各施策の推進」ということで、各課の具体的な施策についてまとめています。特に障害福祉課が所管となっている新たな取り組みについて、ピックアップしてご説明させていただきます。

43頁の一番下、先程もでました啓発、普及・啓発が大事ですよというような話ですとか、教育が非常に大事だといったような話がでましたが、啓発冊子を作成することとしており、さらにその対象として、学齢期の子どもさんを対象としたパンフレットを作る予定しています。障がいへの理解を深めるためには、幼い頃から、ちょうど（物事が）わかるような時期になったときに、学校教育の中でも触れていただけるような、そういうものを配布します。子どもさんが家に持って帰れば必ず親も見ますので、そういった意味では、街頭で配るよりも効果的だと思っております、これは来年には作っていきたくて考えています。

49頁「相談支援事業の充実」について、障がいのある方の孤立の問題など、色々ありますが、ちょっと困ったときに行ける場所というのが非常に大事ですので、相談支援事業所を充実させていって、色々な相談をそこにに行けば何でも聞いてもらえるという、そういうところにしていきたくて思っています。またさらに、ここで上がってきた色々な困難ケースについては、地域自立支援協議会というものがおりますので、そこに取り上げ、協議することで必要な支援等が見えていくというようになっています。

55頁下の方「くすのきデイケアセンター及びみどり地域生活支援センターの充実・運営」について、これも来年度以降、施設の充実に向け、重度の身体障がいの方の生活介護の事業所であるみどり地域生活支援センターと、市立くすのきデイケアセンター【くすのきのいえ】、これは知的障がい中度の方のデイサービスをしているところですが、その運営を一体化し、安定化と機能の充実を図っていきます。

さらに、くすのきデイケアセンターの中にすくすく学級という児童デイサービスをしているところがありますが、これも一体化によって空いた施設の部分をすくすく学級専用施設として機能整備、施設整備をし、定員の拡充を図りたいと考えています。

その下の「障がい機能訓練事業の実施」について、22年度開設に向けて取り組みが進められている、(仮称)芦屋市福祉センターにおいて、学齢期の子どもさんを対象とした障がい機能訓練を実施する予定です。

67頁、先程も就労のことが出ましたが、(仮称)芦屋市福祉センターの中で就労支援カフ

エ（就労継続支援B型）が実施される予定になっています。

その下「インターンシップの検討」について、先程会長からも県庁の例を出していただきましたが、芦屋市も何とか障がいのある方の就労支援を検討しなければというご意見をいただきましたが、なかなか雇用にまで結びつくことは一足飛びには難しいと思います。まずは、特別支援学校在校生で作業に馴染まれるといいますか、適正のある方がいらっしゃると思いますので、そういった方を市の実習生として受け入れをして、できる仕事を見つける手助けをしていきたいと考えています。その中で、市内部でも、障がいのある方が「こういうことができる」というようなことが再発見できれば、雇用につなぐ足掛かりになるかもしれない、そういうつもりでいます。この窓口は障害福祉課になります。

74頁「計画の推進体制」について、この計画を推進していくためには、もちろん庁内関係課の連携が必要となってきますが、社会福祉協議会さんをはじめとして、民生委員・児童委員さんであるとか、地域の団体であるとか、障がい者団体であるとか、そういったところとの連携、協力を図っていききたいと考えています。

さらにこれらのことについて、75頁にも示していますが、この計画の着実な実行に努めるため、計画所管課である障害福祉課において、進行状況の取りまとめを行い、また必要に応じて、芦屋市地域自立支援協議会から意見を聴取し、計画の評価・点検を行っていききたいと考えています。芦屋市地域自立支援協議会と計画、相談支援事業の関係については、下の図式の通りです。地域自立支援協議会に、地域の色々な関係機関から上がってきた声が集約され、それらが計画の策定委員会に意見として出される。そういうやりとりの後にこの計画が完成される、という図式となっています。説明は以上です。

白石会長：ありがとうございました。なにかご質問ご意見、ございますか。

渡辺委員：児童デイサービスというのはどういうものでしょうか？

事務局/米田：児童デイサービスとは、先程すすく学級といった言葉を使いましたが、年齢は1歳から就学前のお子さんを対象として、母子通園での訓練及び療育等を行います。毎日来られており、利用者登録20名までの定数ですが、すでに定数を上回って、現在利用登録をされています。毎日9時から12時までです。訓練は、感覚統合訓練、理学療法、言語訓練などを行っています。

重村委員：「障がいのある人もない人も住み慣れた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋」、すばらしい考えですが、今おっしゃられたようにめっちゃ忙しいんですね。忙しいだけじゃなくて、非常に奥が深いわけですよ。スペシャリストになっていただかないとできない話ですよ。子どもも、一人ずつ健常児以上に幅が広い。そのことと、仕事を見つけることと、その仕事がどんな仕事で、この子だったらここまでできるというのを読まない。そして、この子にはこういう特性があるからこういう使い方をしてあげてくださいと。それを言わないと中に入れられないでしょう。だから、(役所の)簡単な人事異動で(職員配置を)やられると、絶対できないですよ。私がかかっている(障がいのある子どもさんが)一人で通えるようになった。そうすると、市バスに乗って行く。一番空いている時間なんです。だから座る席が毎日決まっているんです。その毎日座る席に、他が空いているのにたまたまおばあさんが座った。それを引きずりたおしてしまった。それは、そのバスの運転手にも、ここの席は空けておいてくれと、空いているんだから、必ずその時間に乗ってくる人がいるんだか

ら、そこは空けておいてくれ、そこまで理解しないと支援はできません。

当然、受ける側も、この子はどこまでできる、さっきみたいなバスの話も全部理解して、その子が小さい時から本当に理解して、支援までもって行ってあげないとできない話です。そんな事務的にしていても、切れたら、絶対のない話ですよ。そこまでしないと絵に描いた餅です。間違いなく。だからこれは大変な仕事、奥が深いということ。そのすすく学級に入って、その子の成長過程をみんなわかって、年代年代で仕事内容を理解して、かかわっていかないと、そんなトラブル起こって当たり前、そしたらやめとこうとなる。もうしたくない、起こり得ることですから。それは一番よくご存知でね。だからそんな簡単なことなら誰でもできる。書くだけなら誰でもできる。それを当たる人が心を入れて、組織が心を入れて、魂を入れてやらないと、単なる絵に描いた餅、もったいない。人事異動に影響ありますこれは。片手間に帳尻合わせてやってもね。本当にすすく学級からやらないと。知的障がいには本当に幅が広いから。体も成長します。それにあわせて就労も考えてあげて、どこまでできるかいうことを確かめながらしないと、バスの話にみんな戻ってしまう。そしたらもうやめとこかです。誰が責任をとるのかという話です。

事務局/磯森：確かに福祉の分野でいうと、障がいもそうですし生活保護も、それから高齢者、児童の関係もあります。それは人間関係で接していくものが強いので、相手がコロコロと変わったらどこまで心を許していいものかというのが、確かにあるかとは思いますが。

重村委員：私も最初に関わったときに教えられました。鏡ですから、いいかげんに扱ったら絶対に馴染んでくれませんよ、とよく教えられました。いくら怒ってもついてきてくれるのは、心を許しているから。ごっつい思いますね。一生懸命やっているから心を開く。それが仕事でコロコロ変わったら、これはもうやめとった方がええねんとなる。

事務局/米田：忙しい中ですが、一所懸命がんばります。

白石会長：ひとつは、行政側のローテーションというそれこそハードル、障がいです。そういうものを乗り越えてどうするかというのが、おっしゃる通り課題だと思いますが、先程49頁で孤立化を防ぐための相談支援体制の充実とありました。これについては、どうすれば相談支援、あるいは相談に来てもらえるかという、つまりハードルをどう低くするかという工夫についてはどのようにお考えですか。

事務局/米田：孤立化の原因は、どこに（相談に）行っていいのかわからない。家族がいればいいのですが、家族がいても、その情報の収集先がわからないということがあろうかと思えます。現在、相談支援事業所については、市内に3つの相談事業所があり、身体・知的・精神、それぞれ専門の分野、身体（障がい）の場合はハートフル福祉公社、知的（障がい）の場合は三田谷治療教育院さん、精神（障がい）の場合はメンタルサポートセンターさんというように体制をつくっていますが、複合したものが多いため、今後福祉センターができたときに各事業所に集まっていたら、福祉センターに行けばどんな状態の方もそこで話を聞いてもらえる。特に、情報の共有というのは非常に大事なことです。福祉センターに行くことで、それぞれの事業所さんの情報共有、それからネットワークとして、自立支援協議会も入りますし、そのネットワークを活用するといったことで、どんなささいな相談でも、かならず誰かが受け止めてくれる。それから必要な団体や機関等を聞くことによって、つながっていく。そういったことをイメージしています。

白石会長：利用者サイドでいいますと、相談というのはなかなか難しいものです。

事務局/米田：市役所は相談するには敷居が高い，といったお声も聞きます。アンケート調査の中では，市役所をずいぶん頼りにしていただいている結果も統計では出ているのですが，やはりお声としては，市役所という場所はどうにも敷居が高いというお声がありますから，せっかくできる福祉センターに，そこに行けば道筋がつく，後は広がっていく，ということ期待しています。

中條委員：73頁，災害時の要支援者というのは500か，それよりもたくさんの方がおられるのですか。社会福祉協議会としては，今，地域で福祉推進委員の方たちが福祉マップをつくっているんです。それに，早く市の方から出てきたら，自分の地域では，ここに誰がいるのかわかっていいと，そこまでできかかっているので急いでほしいと。それに，やはりこうして自分たちが勇気を出して，ここへ登録して名簿を出されたのですから，やはり出した以上は何かのときに助けてもらえる，と思っているのではないのでしょうか。それを出しただけ，ではなんとなく不満なのではないかと。やはりどこかで，どのように我々を助けてくださるのかということ明記されると，安心されるのではないかと感じています。

事務局/米田：障害福祉課で，昨年2月に，対象となられる方に対して，一斉に安否確認の事前登録をご案内しました。約400名の方が登録をされ，それらについては名簿として作成しました。さらに半年後の9月に，また新たに対象となられた方に対して同じようにご案内をし，名簿として作成しました。名簿については，市の防災安全の統括窓口である防災安全課には情報提供しておりまして，防災安全課が計画を策定し，その後にご協力いただける団体，社協さんであるとか民生委員さんであるとかに，名簿の提供ができるかと思っています。もう少しお待ちいただきたい。

白石会長：名簿に載っている，あるいは支援を求める人の把握のこともですが，いざ何かが発災したとき市職員が市役所から現場に直行することを，実際にシミュレーションしてやっている自治体もあります。洪水で川があふれた，ここは通れない，ではこちらから行く，など。そういったトレーニングというのを，400名だったら...400名全員はできないにしろ，実際の場面を想定して練習をしてみることは大事。震災なのか，何を想定するかにもよるとは思いますが，実際にアメリカなどではドリルといって，実際の場面を想定して練習をしている。これは実際にやってみないと，発生時になにをどう支援できるのか，市役所から現地までどのくらいかかるのか，というようなことをどうしていくのかという，実際的なトレーニングがこれから必要だと思っております。

事務局/磯森：市でも防災訓練というのをやっていますので，その中で障がいのある方をどのような形で入っていただくのかというのは，(防災安全の)担当課がございますので，一度相談をしていきたいなと考えます。

白石会長：名簿を作るだけでなく，実際に役に立つものでないといけませんので。

37頁にありましたが，こういう標語は大切で，どのように浸透させていくのか，芦屋の中だけではなくて阪神間や，福祉圏域といいますが，芦屋だけではなくて，隣の西宮，あるいは神戸，.....連携といいますが，お互いに協力していく。これは行政間ではありますか。お互いに話し合ったりというようなことは。

事務局/米田：阪神間では，担当主管会議ですとか，担当者レベルの会議ですとか，もちろんありますし，福祉事務所長会議もあります。

白石会長：芦屋は小さなまちですから，何もかもをそろえるよりも，(圏域間で)お互いに

助け合うと言いますか、そういうことも大切です。

それと、重複しますが40頁の重点プロジェクトについて、住宅、住まいの確保をやはり最優先にさせていただきたいなと思います。安心・安全に暮らせるまちにするには、まずこれでしょう。

就労も、例えばホームレスの人も、家の無いまま就労しているという場合もあります。就労支援はいいんですが、やはり寒い時期になったとき、住居の確保が大事。障がいのある人ない人にかかわらず。

他になければ「芦屋市第2期障害福祉計画中間まとめ」に移ります。説明をお願いします。

事務局/米田：では続きまして、第2期障害福祉計画について、計画策定の時期はこちらの方も平成20年度をもって現行計画の期間が終了しますので、これまでの計画の進捗状況、サービス利用者の実態を踏まえて、平成23年度目標の達成に向けた取り組みをするため、第2期障害福祉計画を策定いたします。

2頁、この計画は障害者自立支援法に規定されるもので、今後、本市が進めていく障がい福祉サービスに関わる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めるものです。

計画の期間は、平成21年度から23年度までの3年間の計画となります。

3頁からの芦屋市の現状は、基本計画（障害者児福祉計画）で説明させていただいたものと重複しますので、割愛させていただきます。

30頁「計画の基本方向」について、計画の基本理念は、この計画が18年度にできたもので、中間見直しとなっておりますことから、基本理念等の変更はありません。障がいのある人の自己決定・自己選択の尊重、市を主体とする仕組みと3障がいに係る制度の一元化、地域生活移行や就労支援等に対するサービス提供体制の整備という3つとなります。

31頁「平成23年度に向けた目標数値の設定」の、「(1)福祉施設入所者の地域生活への移行」について、国の基本指針では、平成23年度末までに現在の福祉施設入所者の1割以上が地域生活へ移行することを目指し、23年度末時点の入所者数を現在の入所者数から7%以上削減することを目指してあげています。これについては、平成17年10月1日時点での人数が89名でしたので、地域移行、グループホームやケアホームの方に9名の方を移行するとあげています。削減後の数値としては、目標値は7名ですが、現在グループホーム・ケアホーム等に移られた方が5名、それから、施設を退所された方が4名ということで、ほぼ見込みどおり順調に進んでいると判断しまして、(目標値の)変更はありません。

32頁「(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行」について、これも国が当初に立てた率に合わせ、28人を目標値としていますが、国からは、まだ18年度の数値そのままにするようにとの指示がきていますので、この数値は変更の予定はありません。

「(3)福祉施設から一般就労への移行」について、23年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の人数を現在の4倍以上にすることを旨と国の基本方針ではしていますが、当初に立てた数値が、平成15年から17年に就労につながった方が2名でしたので、その4倍、国が示しておりますのが、4倍が目標となっていますので、目標値としては8人とあげていました。ですが、現実には平成18年度から20年度までに一般就労に移行された方の平均は1名です。今後も8名を目指すのは非常に難しいために、この部分については下方修正をさせていただき、4名にしています。

33頁「計画の基本目標」ですが、これも（第1期計画と）変更はなく、訪問系サービスの充実、日中活動系サービスの充実、地域生活支援事業の推進、地域生活移行の推進、福祉施設から一般就労への移行の推進、これらを基本目標としています。

34頁「計画の推進」について、これは、現在障害者自立支援法の3年後の見直しということで、国・県で進められているところですので、見込み量の確保の方策等の項目が記載されますが、申し上げたように国・県の指針を受けてからになる予定です。

35頁「障害福祉サービスの見込み」について、平成18年から20年の実績に基づいて伸び率を勘案し、上方修正・下方修正し、平成23年度の見込みを算定しています。現在は、県の報告としてあげた数値を示していますが、これについては策定委員会に事前資料としてお渡ししており、今後策定委員会で意見を受けて修正等をすることはありますが、少し説明いたしますと、訪問系サービスについては、居宅介護や行動援護といったサービスの見込み量が1,537時間、72名の利用者ということですので、一定の伸び率をかけて平成23年度には1,751時間、82名の利用者を見込んでいます。

37頁「相談支援事業」について、この中の相談支援機能強化事業として、相談支援事業所に機能強化として必要な、例えば権利擁護や就労支援といった機能強化事業が求められており、22年度には実施を予定しています。

最後40頁「計画の推進体制」は30頁と同じですので説明は割愛させていただきます。以上です。

白石会長：ありがとうございました。この中間まとめについてご質問はございませんか。

32頁「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」について、これは国が退院促進事業ということであげており、先程も少し関連したご発言がありましたが、やはり地域の受け皿、家族にしる、グループホームにしる、そういったものがないと退院できない。1960年代初頭、当時のアメリカ大統領ケネディが脱施設化運動といいますが、英語ではDeinstitutionalizationといいますが、精神障がいや知的障がいの方たちがもっと地域で生活できるように、かなり強硬に退院促進事業に近いようなことを45年位前にしました。そうすると、地域に受皿がなかったがために随分とホームレスが増えました。日本も、それをよく学習していかないといけないと思います。芦屋市の場合、(兵庫県が実施した調査結果を)按分すると(現在数が)38人くらい。結果算出した(目標)人数は28人。これは推定値ですが、私も精神科の病院に12年務めたことがあります。患者さんも否定的なところがあって、地域に帰ることが不安だということもある。家族が安心して迎え入れてくれるかと思えば、家族も拒絶する。そうすると、グループホーム等地域にそういうものがないと、なかなか難しい。確か日本で30万人くらい入院患者がおり、しかもその4分の1くらいは社会的入院だと国も推定している。全国的には、ご承知の通り7~8万人の社会的入院の方たちがおり、その方たちを地域に帰そうというスローガンでやっています。本人も大変でしょうし、家族も大変でしょう。受け皿となる地域も大変です。実際、この退院促進事業というのは4~5年前からやりだしていますが、これについて、共同生活援助(グループホーム)とありますが、具体的にこれはどういうことでしょうか？

事務局/米田：精神障がいの方のグループホームとかケアホームというのは本市にはなく、神戸市や西宮市にあるケアホームなどを利用いただいているというのが実情です。ケアホー

ム等を立ち上げるのは、色々な面から難しく、進みにくいのは事実です。

白石会長：その場合には、他市に何らかの応分の財政的負担というのはありますか。

事務局/米田：他市を利用する場合には、自立支援給付の中で、一人り当たりいくらかという形で支出しています。

白石会長：先程の計画策定も含めてですが、私の妻は足を悪くしており、神戸市内を歩いていると意外とベンチが少ない。芦屋のまちをうろうろしたことはあまりありませんが、意外と日本にはベンチのようなちょっと腰掛けるためのものが少ない。JR芦屋の北側に、ちょっとベンチらしきものはありますけれども、そういう障がい者が安心して外に出るには、まずトイレ、障がい者用のトイレとちょっと骨休めのベンチが必要。芦屋川沿いにもベンチはないですね。

(委員)：(ベンチがあるのは)公園ぐらいでしょうね。市民センターの前には石のイスがあります。

白石会長：高齢者などがちょっと休める場所、意外と潜在的なニーズとしてそういったものがあるかもしれません。私も芦屋で買い物をしたり、JR芦屋はよく使います。家と芦屋市の市境とは50メートルもありませんから。昔、三条小学校がありました。あそこまでなら5分くらいですが、神戸市内となると本山第3小学校区になり、30分も40分かかって子どもは通っていました。それはそれでいいとして、そういう時に相互利用みたいなものをこれからは考えていくべきじゃないかと思います。色々な工夫の方法によって、余談ですが、ベンチ等も整備して、工夫もして、住みやすいまちになればと思います。

他にご意見がないようでしたら、その他に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

では、その他についてお願いします。

事務局/浅田：本日、(仮称)芦屋市福祉センターの図面を用意しております。時間のこともありますので、簡単に説明させていただきます。お手元、A3の資料で説明させていただきます。

6月の地元説明会の時と同じものを市議会へもお渡ししているかと思いますが、この新築計画の資料で説明させていただきます。

この福祉センターの構想については、19年度に社会福祉審議会でもご審議いただきまして、この2月に構想を策定させていただきました。

ご承知の通り、この事業は呉川町の土地、芦屋市の土地約7000㎡の内、芦屋温泉の土地約1000㎡を除いた土地約6000㎡を木口財団に売却して、その土地に財団の施設と福祉センターを複合的に木口財団が建設することになっています。建物全体約9200㎡の内、芦屋市が約7000㎡を借り受けて事業を行うということになっています。

福祉センターの位置付けは、構想の中でもあげておりますが、高齢者や障がいのある人の自立促進に向けた支援など、総合的な保健福祉サービスを提供する地域福祉の拠点ということになっています。誰もが気軽に相談できる窓口の設置や、気軽に立ち寄れる場所となることを考えております。

福祉センター構想の策定後は、この構想に基づき事業を展開していくべく、福祉部内や関係部課、関係団体さん等と協議を重ねてきました。庁内での協議、市議会への報告、また地元説明会も開催いたしました。地元説明会は木口財団の主催で開催、市は福祉センター内で

事業を行いますので関係者として出席しました。6月14日に第1回目を開催し、9月に2回、10月に1回、計4回開催し、10月19日の説明会で計画の説明会は終了しています。

お手元の資料は10月19日開催の地元説明会の資料ですが、ほとんど6月時点から変わっていません。後ろの2枚を追加しています。

では1頁「建築概要」ですが、呉川町の土地に鉄筋コンクリート造で4階建、高さ約15メートルのものです。全体の広さが約9210㎡で、市はこの内約7000㎡を借り受けて事業を展開していきます。

2頁目の左の図ですが、外観イメージで、鳥瞰図です。上から見たときのイメージとなっています。斜め下の空いているところが芦屋温泉となります。それ以外のところ、右側が木口ユニバーサルセンターで、その左側の北側と南側が芦屋市福祉センターとなります。

右の図の外観イメージは、見上げ図となっておりますが、ちょうど東側の入口から見たときのイメージがこのようになっています。

3頁は各階の平面図です。左上が1階の平面図、その右が2階の平面図、左下が3階の平面図、その右が4階の平面図となっております。

一番後ろの9頁「略平面図」を先にご覧ください。3頁の平面図を簡単なゾーン図として示しています。1階図面で、右のゾーンが木口財団の財団ゾーンとなっております。財団ゾーンは、その2階、3階、4階とそのまま上まであり、それが木口ユニバーサルセンターとなっております。その財団ゾーンの左側が芦屋市ゾーンとなっております。A棟・B棟となっており、北がA棟、南がB棟となっておりますが、こちらも2階、3階、4階とそのまま上まであり、これが（仮称）芦屋市福祉センターとなっております。

3頁に戻り、1階の平面図ですが、これは全体の配置図としても見ていただけます。1階の北側、エントランスホールと書いているところの下に三角の記号がありますが、そこが入口です。エントランスホールは一体化され、イベント等にも利用することができます。また、その右上の方が就労支援カフェとなっております。先程の説明の中にあつた就労継続支援B型の事業をここで行うことができます。その左側は総合相談コーナーです。ここには社会福祉協議会、包括支援センター、権利擁護センター等を設置し、先程の説明の中にも出てきた3障がいの相談もここで受けることができるように考えています。

西側に、見にくいですが休日応急歯科診療となっているところがあります。そこに休日応急歯科診療所を設置する予定になっています。

その右側の高齢者交流室との間が、北館から南館へとつながる通路となっております。これは屋内通路となっておりますが、一方で東から西へと抜けることもできますので、この通路は普段は開けておくこととなります。

南館には、水浴訓練室、障がい機能訓練室、運動室があります。これも先程申し上げたように、障がいのある子どもたち、学齢期の子どもたちの障がい機能訓練を行う予定です。

続いて2階ですが、ボランティアセンターと介護予防センター、子育てセンターとなっております。ボランティアセンターは、現在、福祉会館に社会福祉協議会のボランティア活動センターがありますが、それがここに移ります。介護予防センターについては、現在、呉川町にありますので、その機能をこちらへ持ってきます。子育て支援センターは、現在、子育てセンターが大原町にあります。その子どもたち、就学前の子どもたちだけでなく、学齢期の児童についても支援できるように、居場所づくり等を考えています。

続いて3階は、保健センターとなります。北側は保健センターの事務部門、南側は健診センターとなっており、成人健診や乳幼児健診といったことを行います。

保健センターの一番西角のところ、保健センター北側の一番左下になりますが、ここは特別支援教育ということですが、現在、教育委員会の特別支援教育センターのサテライトとして機能をもってくるのか、全体を移設するののかというところで調節しているところです。福祉と教育の連携を図りながら療育の相談等々を受けていくと、そのように考えています。

また、保健センターの右上が調理・ランチルームとなっています。この調理・ランチルームには、保健センターでアレルギーの子どもたちの食事や離乳食、おやつづくりなどの指導を行い、部屋の貸し出し等も行っていくというように考えています。

その右に多目的室があります。ここは会議室が主になっており、多目的室の隣に3つ部屋があります。現在はこちらを変更して、部屋数は2つとなっています。その左、廊下を挟んで小さい部屋が北側にあります。多目的室はステージも設置していますが、イスと机を入れて約150人の方が座れるようになっています。簡単な講演会もできますし、またステージに上がるためのスロープ等の設置も考えています。

続いて、4階は地域活動支援センターとなっています。こちらは、現在呉川町でメンタルサポートセンターが活動していますが、こちらの方に移行してまいります。先程の就労継続支援B型の仕事や現在行っている作業、地域活動支援等を行うこととなります。その他は、書庫等々になっています。

全体のイメージは概ね以上ですが、1階の北側に駐車場があります。こちらは障がい者用のスペースが6台分あります。機械式駐車場の公用車10台分と合わせて、全部で58台となっています。駐車場の東端に、駐輪場として60台とめられるようになっています。

4頁は立面図です。

5頁は日影図となっています。冬至の日影図となっており、北側マンションについても、冬至の日には影が落ちることはありますが、いわゆる春夏であれば、ほとんど影響はないと考えています。

6頁は等時間日影図(一定時間以上同じ場所が日影になる点を結んだ図)となっています。

7頁は断面図です。

8頁は略断面構成図です。

以上、簡単に平面図を説明させていただきました。今後のスケジュールですが、本計画の地元説明会に若干の時間を要しまして、当初は平成22年4月頃開設ということになっていましたが、着工が3ヶ月程遅れて21年5月頃になる予定です。これに伴い、オープンも22年7月頃となる予定です。

白石会長：オープンが平成22年、再来年7月ですね。今話しに出てきた相談の窓口をもうけて、その中で、芦屋市ならではのものとして地域で利用できればと思います。

特に他になければ以上で終了させていただきます。